

10月1日から消費税の税率が10%へ

10月1日に消費税・地方消費税の税率が10%に引き上げられます。10%のうち2.2%は地方消費税（地方税）です。税率引上げに合わせて、飲食料品（お酒・外食を除く）と新聞（定期購読契約・週2回以上発行）に係る税率を8%に据え置きます（軽減税率制度）。

お問い合わせは、下記記載の各税務署まで。

詳細は、[政府広報 消費税](#) [検索](#)

消費税率の引き上げに伴う主な料金の改定について

10月1日からの消費税率の引き上げに伴い、市民の皆さんの生活に関連する各種の料金が引き上げられますので、主なものをお知らせします。下記以外にも、市の施設の利用料金などが改定されます。詳細は各施設までお問い合わせください。



岡山市（御津・建部地区を除く）のし尿収集（汲み取り）料金



定額制	改定前	改定後
<基本料金> 基本割 1戸 1月	380円	380円
人頭割 1人 1月	410円	420円
<特別料金>		
• 再収集料金 1戸	380円	380円
(月2回目から) 1人	205円	210円
• 特殊便槽料金（無臭便槽の場合の加算）	460円	470円
• 特別作業料金（ホース延長の場合の加算）	140円	140円

従量制	改定前	改定後
<基本料金> 36ℓまでごとに	460円	470円
<特別料金>		
• 特別作業料金（ホース延長の場合の加算）	140円	140円

※10月1日収集分から適用となります。

問 環境事業課 ☎086-803-1302

御津・建部地区のし尿収集（汲み取り）料金

計算方法	改定前	改定後
<100ℓまで>	972円	990円
<100ℓ超の場合>50ℓ増すごとに加算	486円	495円

問 旭川中部衛生施設組合 ☎086-724-1503

水道料金



水道料金	改定前 (円)	改定後 (円)
メーター口径13mm、 1カ月20㎡使用の場合	2,516	2,563

※9月30日以前より継続して使用している場合、経過措置により、11月検針分（毎月検針）、12月以降検針分（隔月検針）から適用となります。

問 水道局営業課 ☎086-234-5919

下水道使用料 農業集落排水処理施設使用料



使用料	改定前 (円)	改定後 (円)
下水道使用料 農業集落排水処理施設使用料 (1カ月20㎡使用の場合)	2,957	3,011

※9月30日以前より継続して使用している場合、経過措置により、11月検針分（毎月検針）、12月以降検針分（隔月検針）から適用となります。

問 下水道営業課 ☎086-803-1485

消費税の軽減税率制度説明会

飲食料品を取り扱う事業者をはじめ、全ての事業者を対象に、軽減税率制度の説明会を開催します。

参加を希望する人は、各税務署へご連絡ください。定員になり次第、受け付けを終了します。

駐車場には、限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

日 10月7日(月)～11日(金)の各日15時～16時30分

場 各税務署へお問い合わせください

問 岡山東税務署 ☎086-897-3640

岡山西税務署 ☎086-941-8890

西大寺税務署 ☎086-942-3898

瀬戸税務署 ☎086-952-1399



消費税軽減税率制度

※プレミアム付商品券については、9ページに掲載しています。